

## 大学院入学試験出願資格審査について

### 1. 出願資格

次のいずれかの条件を満たす者

- (1) 大学（6年制の医学、歯学、獣医学又は薬学の学部）を卒業した者又は令和5年3月までに卒業見込みの者。
- (2) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、獣医学又は薬学）を修了した者又は令和5年3月までに修了見込みの者。
- (3) 文部科学大臣の指定した者
  - ① 旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学の医学又は歯学の学部において医学又は歯学を履修し、これらの学部を卒業した者。
  - ② 防衛庁設置法（昭和29年法律第164号）防衛医科大学校を卒業した者。
  - ③ 修士課程を修了した者及び修士の学位の授与を受けることの出来る者並びに前期2年及び後期3年の課程の区分を設けない博士課程に2年以上在学し、30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者で本学大学院において、大学の医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。
  - ④ 大学（6年制医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程を除く。）を卒業し、又は外国において学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、大学院又は専攻科において、当該研究の成果等により、大学の医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。
- (4) その他の学部卒業生で基礎医学に入学する場合は、大学院修士課程を修了した者又は令和5年3月までに修了見込みの者。
- (5) 本学大学院において、大学（6年制の医学、歯学、獣医学又は薬学の学部）を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者。**

備考：○社会人大学院・臨床研究系及び研究系専攻受験資格：上記のほか企業・研究機関等の在職者。

- 内科系および外科系並びに社会人大学院・臨床研究系にあつては、日本国の医師免許証を取得し、医師法に定める臨床研修を修了した者または修了見込みの者であることが望ましい。（歯科医師免許取得者もこれに準じる）

- 出願資格(5)に該当する者については、出願する前に出願資格の審査を受け、その結果に基づき出願してください。

a. 入学資格審査申請を希望する者は、下記書類を期日までに提出してください。

- 1) 入学試験出願資格認定申請書
- 2) 研究業績目録
- 3) 学術論文等別冊又は写し

b. 入学資格審査申請受付期間

1次募集（9月）：令和4年7月15日（金）まで（書留速達・必着）

2次募集（12月）：令和4年11月11日（金）（書留速達・必着）

送付先：〒160-8402 東京都新宿区新宿6-1-1 東京医科大学 アドミッションセンター

※封筒表面に朱書きにより「入学試験出願資格認定申請書在中」と記載してください。